



第21回



まちづくり推進会議

平成31年1月1日発行

開催日 平成30年11月20日(火) 18:30~20:20 委員出席者~23人 事務局出席者~19人
開催場所 総合福祉センターうらら 多目的研修室

◆町政への住民参画のあり方について

6月に開催した前回会議で提出した「訓子府町まちづくり町民参加条例(素案)」について、内容の再精査を行い、一部修正したものを改めて提出するとともに、今回新たに、まちづくり推進会議の改編を行うため「まちづくり推進会議条例(素案)」などの資料を提出し、意見交換を行いました。

○主な質疑・意見等は次のとおり

<まちづくり町民参加条例関係>

A委員：(条例第4条第1項に)「町民は、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。」という規定がありますが、(条例第6条第2項の)「緊急のときは、町民参加手続を行わず、できなかったことを後で公表します。」という規定は消極的と解釈できるので、積極的という表現は相応しくないと思います。

企画係長：条例第6条第2項は、あくまで例外的な場合となっています。

A委員：例外だとしても、消極的な内容が含まれる以上、積極的という表現は相応しくないと思うので、積極的という部分は削除したほうがよいと思います。

B委員：まちづくりに積極的になろうということです。意気込みも含めて(積極的という表現は)あってもよいと思いますし、緊急のときは、(町民参加手続を行わずに)進めなければならないことも出てくると思いますので、そのことが消極的とは言えないと考えます。

町長：この件については、他の機会でもご意見をいただき、再検討していきたいと思います。

～ 訓子府町まちづくり町民参加条例(素案)※関係箇所の抜粋 ～

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。

.....省略.....

(町民参加手続の実施)

第6条 町長等は、次に掲げる町の仕事を行おうとするときは、規則で定める方法により町民参加手続を行います。

.....省略.....

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、町民参加手続を行うことを要しません。この場合、町長等は、町民参加手続を行うことができなかった町の仕事について次の事項を公表します。

- (1) 町民参加手続を行うことができなかった町の仕事の内容及びその理由
- (2) その内容に町長等が下した決定の内容及びその理由

＜まちづくり推進会議の改編関係＞

C委員：私の実践会では、役員の任期が1年です。各実践会から委員を出して、任期が4年になるとすれば、かなりのストレスになると思います。（※補足説明～今回の改編案では、各実践会からの選出ではなく、実践会連協から1、2名程度の選出を予定しています。）

町長：当初（平成23年度）この会議を設置したときには、町内会と実践会の合同会議がほとんどなく、実践会の役員任期と同様の1年で交代すると、いろいろな協議を行う場合に支障が出てくるので、2年任期にしてもらいました。責任を持たされてもストレスがたまるということで、気楽に参加してほしいということで始めました。しかし、今回の改編では委員に一定の責任を持ってもらい、町民から出てくる意見も含めて協議してもらったほうがよいと考えました。地域や各種団体から委員として参加してもらって、協議し、町長へ意見してもらいたいと思います。任期については、町長や議員の任期と合わせて4年とし、積極的な参加と意見を求めていこうと思います。

D委員：実践会は連協の役員も1年で変わってしまいますが、1年というのは短すぎるので、2年にしてもらったほうがよいと思います。

B委員：私は3年がよいと思います。他の会議で、実践会長が毎年変わるため、流れがわかったところで代わってしまうこととなり、次の会議がまた同じところから始まってしまうということがありました。それであれば、町長や議員の任期に合わせたほうがよいのかなと思いますし、まちづくりをしていくのであれば、短いとわからないうちに次の人へ変わってしまうので、間をとって3年としました。

E委員：現在の委員構成のまま移行させるのであれば4年は長いと思いますが、委員になる人の対象によっては4年でも構わないと考えます。どこまでを対象にするかによるのではないのでしょうか。

F委員：私は、防犯協会を12年間やりましたが、何もわからないまま代わっていくという側面もありましたので、3年から4年が妥当ではないかと思います。

町長：さまざまご意見をいただきましたが、任期については保留とさせていただきます。

～ まちづくり推進会議の改編（案）の概要 ～



位置付け

- (1) 訓子府町まちづくり推進会議条例を制定し、規定する。
- (2) 町長は、町民が主体的にまちづくりに参加できるよう、町民の意見をまちづくりに反映させることを目的に設置する。

組織

- (1) 24名以内
- (2) 公共的団体に所属する者、有識者、公募による者から委員を選出
※年齢や性別等に偏りがないよう配慮、任期は4年
- (3) 委員の互選により会長及び副会長を選出
- (4) 全体での協議のほか、必要な場合は専門部会（3部会を想定）を設置して協議することができる。

協議内容

町長の求めに応じ、対象となる事項について協議するほか、会議が必要と認めた事項についても協議し、その結果を町長へ意見することができる。

開催方法等

- (1) 原則年3回開催するほか、町長が特に必要と認める場合は、随時開催する。
- (2) 会長が議長を担当する。
- (3) 企画財政課が事務局を担当する。
- (4) 会議は原則公開とする。

◆第6次訓子府町総合計画における事業実施について

平成29年度にスタートした第6次の総合計画については、2年目を迎えています。現在までの実施状況や、今後の計画について、概要を説明し、意見交換を行いました。

○主な質疑・意見等は次のとおり

G委員：図書館の利用状況がわかれば教えてほしいです。町からの説明にあったとおり老朽化を感じていますし、利用者も減少傾向かと感じています。

図書館長：図書館の1年間の貸出冊数は、約8万2千冊となっています。利用者が減少している印象があるようですが、貸出冊数は前年度から千冊から2千冊程度減少していますが、本町の人口が減少している状況もありますので、住民一人当たりの貸出冊数は約16冊と変わらない状況です。なお、29年度の貸出冊数は全道で1位か2位になる見込みです。

G委員：時間帯によるのかもかもしれませんが、少し手狭だと感じる場面もあります。

図書館長：確かに時間帯によりますが、特に放課後、児童や生徒がたくさん来館しますので、閲覧スペースが不足する場面もありますが、必要に応じて会議室を開放するなど、できるだけ来館者にくつろいでもらえるように努力していますので、ぜひ来館していただければと思います。

町長：以前は、図書館を整備する予定がありましたが、スポーツセンターに耐震の問題があるという結果が出て、図書館建設の検討会議の皆さんにご理解をいただいて、スポーツセンターの建て替えを先に実施しましたが、図書館が老朽化していることは事実です。計画では現在の図書館を増築する予定ですが、それが最善かということも検討の余地があります。また、消防庁舎の建て替えもありますし、いろいろな課題が出てきています。児童センターも、利用者が予想以上に多く、対応を検討する必要があります。予算は限られていますので、何を優先していくか慎重に検討していかなければならない状況です。

B委員：9月に大規模な停電が起きましたが、水道が使えて本当に助かりました。しかし、そのときは「水を貯めて置いたほうがよい。」という噂を聞き、風呂に水を貯めたりもしました。ところで、今回のような場合、何日ぐらい水は持つのでしょうか。



上下水道課長：市街地の水道水は、大谷の浄水場から取っていて住民の8割の方の給水を賄っています。配水池の水量は2日から3日ほど持つ量です。自家発電設備もありますので、今回の停電でも影響なく給水することができました。何日ということは明言できませんが、同規模程度であれば何とか対応することができます。

町長：(偶然ですが)本日、北電の支店長が来庁され、9月の地震時の反省と今後の対応について説明がありましたが、冬の間のブラックアウトは絶対にしないと断言されていましたし、2日や3日であれば大谷浄水場で対応することができます。また、ポケットパークには、500トンの貯水がありますので、使う量によりますが1週間ぐらいは大丈夫だと思います。いずれにしても、水の確保については今後も万全を期していきたいと思っています。

※まちづくり推進会議の議案は、訓子府町図書館内「訓子府町まちづくり情報コーナー」で閲覧ができます。